平成３０年（フ）第３８号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷725番地１　メゾンドプロムナードⅡ101号室
債務者　山下　芳彦
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４４号
長崎県長崎市小江原１丁目15番１―203号
債務者　吉岡　一也
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６１号
長崎県長崎市大宮町24番15号
債務者　清水　　匠
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７０号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目１番24号　パティオスとこなみ303号
債務者　安田　志樹
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第９号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町26番10号
債務者　盛山　　亮
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第３号
岩手県釜石市源太沢町２丁目２番14号、旧住所岩手県釜石市松原町１丁目４番14号　野舘ハイツ102号
債務者　新野　　歩
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
宮城県登米市中田町宝江黒沼字鶴ケ埣144番地６
債務者　小舘　　智
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第８号
宮城県登米市迫町佐沼字錦１番地２　ドリームハウスⅢ　Ｂ号室
債務者　藤村　由貴（旧姓白川）
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第９号
宮城県登米市中田町宝江黒沼字鶴ケ埣144番地６、住民票上の住所宮城県登米市東和町米川字北上沢172番地３
債務者　小舘すみ子
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第３号
宮城県気仙沼市上東側78番地３、前住所仙台市宮城野区福住町５番地の９　ノートル・シャンブル305
債務者　中澤　哲史
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成３０年（フ）第８号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1504番地11　斉藤ハイツ102
債務者　田中　昭悦
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４４５号
新潟市中央区鐙西２丁目35番13号　ダイアパレス鐙西206号
債務者　坂井　雄飛
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８４号
金沢市三池町92番地１　あかね荘12号、従前の住所金沢市間明町２丁目17番地
債務者　中村　喜晴
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８号
金沢市駅西本町１丁目９番21号、従前の住所金沢市中屋１丁目45番地
債務者　多賀　大輔
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５号
金沢市米泉町８丁目43番地　第一作田マンション408号、従前の住所金沢市米泉町５丁目49番地１（従前々の住所）金沢市近岡町938番地12
債務者　古市　勇夫
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３４号
金沢市高柳町２の13番地１　アベニューヒルズＫ　327号、従前の住所金沢市諸江町下丁276番地５
債務者　富井喜久美（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
金沢地方裁判所民事部